

公 示

公示第38号

一般乗用旅客自動車運送事業（個人タクシー事業を除く。） の許可申請等に係る法令試験の実施要領について

一般乗用旅客自動車運送事業（個人タクシー事業を除く。）の許可申請等について、申請者が当該事業の遂行に必要な道路運送法等関係法令の知識を有するか否かの判断をするための法令試験を実施することとし、その実施要領を下記のとおり定めたので公示する。

平成14年7月1日

東北運輸局長 島 田 知 明

記

1. 試験の実施時期等

法令試験は、許可申請書を受理した日以降、適宜実施する。

なお、実施日時、場所等については、実施予定日の7日前までに申請者あて通知する。

2. 受験対象者

申請者本人（申請者が法人である場合は、許可後、当該一般乗用旅客自動車運送事業に専従する役員）とする。

なお、試験当日の開始前に、当該申請に係る受験者が申請者本人であることを運転免許証等の提示により確認する。

3. 出題範囲

以下のとおりとする。

- ① 道路運送法
- ② 道路運送法施行令
- ③ 道路運送法施行規則
- ④ 旅客自動車運送事業運輸規則
- ⑤ 旅客自動車運送事業等報告規則
- ⑥ 道路運送車両法
- ⑦ 道路運送車両法施行規則
- ⑧ 自動車点検基準
- ⑨ 道路運送車両の保安基準
- ⑩ 自動車事故報告規則
- ⑪ その他一般乗用旅客自動車運送事業の遂行に必要な法令等

4. 設問方式

○×方式、語群選択方式及び簡単な筆記回答方式とする。

5. 出題数

40問とする。

6. 試験時間

60分とする。

7. 合格基準

正解率80%以上を合格とする。

8. 試験の結果

後日合否を発表する。

9. 再試験

初回の試験において合格基準に達しなかった場合は、後日再試験を実施する。

10. その他

① 受験の際には、自動車六法等の持ち込みを認めることとする。

② 試験当日、受験者は筆記用具の他、運転免許証、パスポート、健康保険証等本人であることが確認できるものを持参することとする。

11. 事業の譲渡譲受（譲受人が一般乗用旅客自動車運送事業を営んでいる者である場合を除く。）、合併（存続法人が同事業を営んでいる者である場合を除く。）、分割（承継法人が同事業を営んでいる者である場合を除く。）及び相続（相続人が同事業を営んでいる者である場合を除く。）の認可申請は、この実施要領に準じて行う。

附 則（平成14年7月1日付け公示第38号）

この取扱いは、平成14年7月1日以降に実施する試験から適用する。

附 則（平成24年5月25日付け公示第18号）

この取扱いは、平成24年6月1日以降に実施する試験から適用する。

附 則（令和7年8月8日付け公示第40号）

この取扱いは、令和7年8月8日以降に実施する試験から適用する。